

平成29年度 市立釧路総合病院 薬剤師 採用試験案内

| | | | | |
|----------------------------------|------------------|--|-----------------------|-----------------------------|
| 試験について | 採用時期 | 随時 | | |
| | 求人数 | 若干名 | | |
| | 受験資格 | ・昭和57年4月2日以降に生まれた方で、薬剤師の資格を有するか、平成29年度の国家試験により、資格を取得する見込みの方 ・次の事項に該当する方は、この試験を受験できません。 ① 成年被後見人又は被保佐人 ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 | | |
| | 申込書類・方法 | 次の書類を郵送または持参により提出してください。 ・既に資格を有する方 ①受験申込書 ②面接カード ③資格免許証の写し ・資格を取得する見込みの方 ①受験申込書 ②面接カード ③卒業見込証明書 ④成績証明書 ※①②の様式はホームページからダウンロードしてください。 | | |
| | 書類選考について | 書類選考を行い、選考された方に受験票・受験案内を送付し、試験を受けていただきます。 | | |
| | 申込期間 | 随時受付 (※持参の場合は、土・日・祝を除く午前8時30分から午後5時00分まで) | | |
| | 試験日・試験会場 | 別途通知します。 | | |
| | 試験科目 | 筆記試験、小論文、面接 | | |
| | 可否の通知 | 郵送にて通知します。 | | |
| | 健康診断 | 合格者は後日、健康診断を行います。 | | |
| | その他 | 資格を取得する見込みの方は、国家試験に不合格となった場合は採用できません。 | | |
| | 施設概要など | 施設名 | 市立釧路総合病院 | 開設年月 |
| 開設者 | | 釧路市長 蝦名 大也 | 管理者 | 院長 高平 真 |
| 住所 | | 〒085-0822 北海道釧路市春湖台1番12号 | | |
| 電話番号 | | 0154 (41) 6121 (内1112) | FAX番号 | 0154 (41) 4080 |
| ホームページアドレス | | http://www.kushiro-cghp.jp/ | Eメールアドレス | hp-soumu@city.kushiro.lg.jp |
| 診療科 (全23科) | | 内科 消化器内科 心臓血管内科 呼吸器内科 小児科 外科 心臓血管外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 耳鼻咽喉科 眼科 精神神経科 麻酔科 救急科 リウマチ科 アレルギー科 放射線科 リハビリテーション科 病理診断科 形成外科 歯科 歯科口腔外科 | | |
| 病床数 | | 643床 (一般535床、精神94床、感染症4床、結核10床) | | |
| 職員数 | | 総数1,094名 (臨時嘱託職員を含む。) H29年4月1日現在 | | |
| 申込・問合先 | | 事務部総務課総務担当 菅原 (住所、電話番号などは上記のとおり。) | | |
| 給与について | | ○初任給 | 207,800 円 | 新卒 |
| | | 247,000 円 | 卒後8年 30歳 | ※ 年齢、経験により加算される場合があります。 |
| | ○医療関係業務手当 | 11,000 円 | (月額) | |
| | ○その他 月額の手当 | | | |
| | 通勤手当 | 4,700～37,000 円 | 車の場合(※バスの場合は定期券相当額など) | |
| | 住居手当 | 最高27,500 円 | | |
| | 扶養手当 | 6,500～13,000 円 | 1人につき | |
| | ○その他手当 | | | |
| | 期末勤勉手当(賞与) | 年2回 計4.3月分 | | |
| | 寒冷地手当 | 8,800～23,360 円/月 | 11～3月に支給 | |
| このほか、緊急呼上手当などがあります。 | | | | |
| ○昇給 | 年1回1月 | | | |
| 勤務時間 | 勤務日 | 月～金が基本(平日夜勤、休日日勤・夜勤あり) | | |
| | 日勤 | 8時30分～17時00分(休憩時間45分) | | |
| | 夜勤 | 17時00分～翌朝9時00分(0時30分までは超過勤務扱い、休憩時間45分) | | |
| | 休日 | 週休2日制、土・日・祝日・年末年始(12/31～1/5) ※ただし、平日夜勤、休日日勤・夜勤による振替あり | | |
| 休暇制度など | 年次休暇 | 年20日(繰越最大20日) | 夏季・盆休暇 | 5日 |
| | 病気休暇 | 年間90日(勤務期間による加算あり) | その他 | 結婚、忌引、介護、特殊休暇など |
| 加入保険制度 | 健康保健・年金 | 北海道市町村職員共済組合 | 労災 | 地方公務員災害補償法 |
| | 雇用保険 | 地方公務員のため加入なし | | |
| 福利厚生など | 職員福利厚生会 | 各種親睦行事、割引助成など | | |
| 子育てに関するサポートなど (詳細はお問い合わせ下さい。) | 院内保育所 | 小学校就学前まで | | |
| | 産前・産後休暇 | 各8週間(多胎の場合は産前14週間、産後8週間(夜勤を伴う変則勤務につき場合は10週間)) | | |
| | 育児休業 | 子が3歳に達するまで、仕事を休むことができます。(無給) | | |
| | 育児短時間勤務 | 子が小学校就学に達するまで、勤務時間を短縮して働くことができます。 | | |
| | 妊娠障害休暇 | つわり等で勤務できないとき | 育児時間 | 1歳未満の子の世話をするためのとき |
| | 出産休暇 | 職員の妻の出産に伴う退院や、各種届出等で必要なとき | | |
| | 妊産婦通院休暇・母性健康管理休暇 | 保健指導・健康診査により 医師から指導をうけたとき | 子の予防接種等 付き添い休暇 | 予防接種、1歳6ヶ月健診などの 付き添いのため |
| | 子の看護休暇 | 就学前の子の看病や通院付き添いのため | | |
| | 育児参加休暇 | 職員の妻が出産する(した)場合、小学校就学前の子を養育するため | | |